

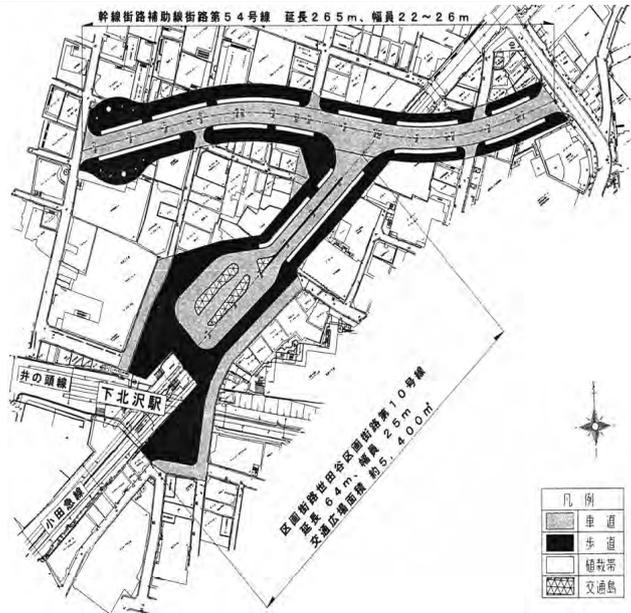
# まもれシモキタ！通信

裁判レポート

## 前代未聞！国が裁判所に提出した設計図面・事業地表示図は違っていた

6月9日(火)、下北沢道路事業認可取消等訴訟の第25回口頭弁論が東京地裁0号3  
大法廷で行われました。弁論終結を促す裁判長と、証人尋問を要請する原告側の1  
意見交換が行われる注目の法廷となるだろうと、傍聴席はほぼ満席の7人となりま  
した。

しかし、被告・国の代理人より、裁判所に証拠として提出されていた図面が違う  
ものだったので、差し替えてほしいとの申し出があり、前代未聞の展開となりました。



「上図は、下北沢道路事業・第1期工事認可図  
この前提となる小田急線連立事業範囲図面が違った」

**国は、理由を調査し8月末に報告**  
冒頭約30分間、法廷の大机に「違う図面」と「本物の図面」が広げられ、裁判所・原告代理人・被告代理人による確認が行われました。ふたつの図面を比べると、事業地の範囲が違っていました。国は、なぜ異なる図面が提出されたのか、経緯を調査し8月末までに文書で裁判所に提出すると述べました。

**都市計画事業認可の基礎となる図面は、行政として率先し説明すべきもの**  
問題の図面は、小田急線・代々木上原駅〜梅ヶ丘駅間の連続立体交差事業・設計概要図(乙26号証)と、同・事業地表示図(乙27号証)です。下北沢の再開発計画の出発点となる図面が「別もの」だったというのです。  
原告代理人は、都市計画事業認可にかかわる基礎となる図面は、本来は行政として率先して説明すべきものであったが、今回の国の正直さを裁判の最後まで貫いてほしいと述べ、現在あいまいにしている事項についても明確な回答を求めました。

**証人尋問等を要請する原告側**  
いつぼう、原告側代理人は、都市計画道路の計画立案に係わった行政責任者5人の証人尋問を、下表の通り申し出ました。  
裁判長は、被告側の意見を促しました。

証人尋問要請者	
只腰憲久	平成15年・都市計画変更決定当時、東京都都市整備局都市基盤部長 現 財団法人東京都新都建設公社 理事長
石井恒利	平成18年・補助54号線事業認可当時、東京都都市整備局都市基盤部長 現 公益財団法人東京市町村自治調査会 常務理事
佐藤 洋	平成15年・区画街路10号線都市計画決定当時、世田谷区都市整備部長 現 財団法人世田谷トラストまちづくり 理事長
安水實好	区画街路10号線の都市計画案の策定経緯を熟知する世田谷区管理職 現 多摩川緑地広場管理公社 理事長
竹内直文	平成15年の都市計画変更決定当時、国土交通省都市・地域整備局街路課長 現 財団法人民間都市開発推進機構 常務理事

# 026

2012.07.20

まもれシモキタ！  
行政訴訟の会

〒155-0031  
世田谷区北沢 2-9-19  
植松第一ビル 201  
コモン法律事務所内

TEL: 03-5452-2015  
FAX: 03-5452-2016  
URL:  
www.shimokita-action.net

### 目次

- 1 裁判レポート
- 2 SHIMOKITA VOICE 2012 いよいよ8月下旬に開催迫る！
- 4 まちの文化的価値を活かして、公共計画を見直しへ(輛の浦架橋計画)

# “SHIMOKITA VOICE 2012” いよいよ8月下旬に開催迫る！

今年のキャッチフレーズは「下北沢で生きる」

“SHIMOKITA VOICE”とは

2007年にスタートして以来、毎年開催され、夏の下北沢の恒例行事として定着してきましたトーク・ライブと音楽などのステージ・

パフォーマンスで構成されてきた複合イベントです。

今年の“SHIMOKITA VOICE”は、8月2日（土）・6日（日）の二日間、北沢タウンホールにて開催されます。現在の下北沢は、街の



SHIMOKITA VOICE 2010

中心部に最大幅2mの新規道路計画（補助5号線）、駅前交通広場計画（区画街路10号線）、小田急線地下化後の2.2kmの跡地利用計画という三つの計画を抱えており、激しく大きな変動に見舞われています。

そうした中で打ち出す今年の“SHIMOKITA VOICE”のキャッチフレーズは「下北沢で生きる」。ここには住民、商業者、来街者など、さまざまな立ち場から、下北沢の街を、自分達の現場としている人々の実感に基づいた感じ方や考え方を、互いに共有して声にしていこうという想いが込められています。

**2日間にわたるシンポとライブ**

では今年のプログラムを順に追って見ていくことにしましょう。

（以下、敬称略）まず初日にあたる2日の前半は、ノンフィクション作家、評論家として活躍している柳田邦男、羽根木ブレイパー、ク世話人の齊藤何奈、イラストレーターの黒田征太郎らが、保坂展人、世田谷区長と話し合うシンポジウム。

このうち羽根木ブレイパーとは、1. 住民等ボランティアによる主体的運営、2. 職業人としてのブレイパーの常駐、3. 行政が事業化し中間支援組織であるボランティア協会に委託する官民協働の事業形態という運営方針で、子供が「自分の責任で自由に遊ぶ」常設の冒険遊び場場所として、1979年に日本で初めて住民と区との協働事業としてスタートしたものです。トークの内容も現在の世田谷区での子育て、文化、そして昨年の東日本大震災以降、大きなテーマとして浮上してきている地方自治など、多岐に及ぶことでは

う。

この日の後半は、シンポジウムから引き続いて黒田征太郎が行うライブ・ドローイングと世界的なスケールで活躍しているトランプッターの近藤等則によるセッションという“SHIMOKITA VOICE”ならではの異種混合の

ステージなどを予定しています。

二日目6日の前半は、社会学者の小熊英二のコーディネートにより、道路計画、駅前広場、小田急線地下化の跡地利用など、さまざまな課題に対して異なる意見を持つ下北沢の住民や各界代表



SHIMOKITA VOICE 2011（シンポジウム）





「鞆の浦の磯のむろの木見むごとに相見し妹は忘らえめやも」(大伴旅人)

# まちの文化的価値を活かして、公共計画を見直しへ

## — 鞆の浦の架橋計画。住民協議会を経て、開発見直しの決定へ

広島県の瀬戸内海に面した鞆の浦。その歴史と自然が調和した湾を横切って橋をかけようという公共事業計画が起こつたのが、約30年前の事。万葉集にも詠まれ、宮崎駿の「崖の上のポニョ」のモデルともなったと言われる独特の町並み。そのような場所での公共計画は慎重に行うべきです。ところが、30年前、計画を杓子定規に作り、実行しようとしたのです。

この6月25日、計画の事業主体である広島県の判断で、湾への架橋ではなく、山側のトンネル建設への事業変更が行われました。2010年5月から計19回、住民協議会が開かれ、計画推進派と反対派の間で、まずは立場の意思疎通を図り、最低限合意できる事を探る動きを進めてきました。また、県からも架橋案以外の対案として山側トンネルや海底トンネルなど計5

案を示してきました。その中で、双方譲れないところがありながらも、1) 中心部の混雑を解消できるような道路整備が必要、2) 景観は保全したいので両立できる案を探る、の2点では両者とも合意できる事が分かりました。今回、この二つの合意点を生かせる案として山側トンネルが決定されたのです。2009年10月に広島地裁が景観保全を重視し架橋計画を行政裁量の逸脱とする歴史的な判決を出しました。その後、選挙によって新しい知事が選ばれ、県の対案の公開と住民の間の協議による合意形成を優先し、住民協議会が行われてきたのです。

画推進の歴史の中で、賛成派と反対派と住民の間の溝は深く、今後も長期にわたる話し合いを継続していく必要があるでしょう。住民の間に亀裂を生むような計画でなく、最初から住民主体で参加する形で公共事業を計画していく事が、今後の重要なポイントとなります。住民協議会においては、あるまちの事は色々な角度から眺めている人たちが、自由に意見をいえる場がまず大事です。完全に全員が合意する事は難しいかもしれませんが、合意を目指しつつ、まずお互いの立場を謙虚に理解しあう場が必要で、そして自由に、本当にまちの事を考えられるように、外部からの圧力は無いようにするのでも大事ではないでしょうか。311を経た、まちの自治が問われています。下北沢の再開発計画においても、多岐に参考になる事例といえます。

### サポーター募集とカンパのお願い

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」では、この訴訟をバックアップして下さるサポーターを募集しています。

サポーターの方々には1口5,000円/年(複数口歓迎)のご負担と支援をお願いしています。「まもれシモキタ！通信」をはじめ、勉強会・シンポジウムなどのイベント情報、裁判の進行状況や活動状況について郵送・メールにてお伝えします。★カンパのみの応援も大歓迎しています。

サポーター及びカンパにご協力頂ける方は、下記までご都合の良い方法でご一報下さい。

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」サポーター担当: 堀江照彦  
TEL&FAX: 03-3467-6936 E-MAIL: HorieTeru@aol.com  
住所: 〒155-0031 世田谷区北沢 4-14-17

### 第26回 口頭弁論のお知らせ

日時: 9月25日(火) 15:30~  
場所: 東京地方裁判所 103号大法廷  
交通: 東京メトロ丸の内線日比谷駅  
千代田線 霞ヶ関駅 A1出口から徒歩1分  
有楽町線 桜田門駅 5番出口から徒歩5分

大法廷を傍聴人で一杯にし、この訴訟への関心の高さや裁判官にアピールすることが重要です。皆様、是非ご参加下さい。法廷終了後に、弁護士会館で裁判の内容について弁護団から解説を受けるとともに、質疑応答・意見交換も行います。

裁判の経緯・過去の裁判資料はウェブで公開しています↓  
<http://www.shimokita-action.net/archive/>

編集後記: 行政に情報開示請求をしても、なかなか希望の情報が開示されない。何故か行政は情報開示を嫌がる。ところが今度、国は数年前に裁判所に提出した情報(証拠)が間違いなので差替えると言ってきた。何の説明も謝罪もない。司法の場を信じて裁判をしてきた原告を裏切る行為だ! 怒りをこらえながらの通信編集でした。